## これまでの議論の概要について(法制度に係る論点)

項目	議論の内容
政府による効果的な法執行	
(1)「特定電子メール」等の定義の見直しについて	一般的なユーザの感覚として、eメールとSMSを区別して考えていないのではないか。
	SMSは、同一の携帯電話事業者内でメール送受信が完了するため、(利用停止等の措置について)他事業者に対する対処要請等は必要ない。
	SMSにおける文字数が少ない場合の表示方法としては、リンクの先が架空請求サイトという問題もあるので、この点の配慮も必要かと思う。
	送信者は、個人あてか法人あてかという区別をせずに送信していると思われる。
	違反行為を直罰化した場合、現在のままでは個人あてに送信したことを認識して送信したことの立証が必要になり、効果が 減殺されるのではないか。
	空メールが特定電子メールに入っていないが、これは範囲が狭すぎるのではないかと思っている。
	空メールは対応すべき課題だと思うが、諸外国の例を見ても商業広告に限っているので、定義を広げてしまうと影響が大き 〈、広げない方が望ましいのではないか。
	広告宣伝であろうがなかろうが、望んでいないメールには変わりないので、大きな意味での迷惑メールを減らす方向で是非検 討していただきたい。
(2)架空アドレスあてメール 送信を禁止する範囲につ いて	現在の自動アドレス生成プログラムを用いて作成した架空アドレスへの送信のみの禁止というのは範囲が狭すぎるのではないか。
	あて先不明メールについては、技術的な対策だけでどの程度効果があるのか。
	(空メールの送信については、)5条の規定を拡大する方向で検討した方が良いのではないか。
	空メールといってもメールとして成立する前の段階もあり得る。空メールの送信禁止を法文として書〈場合は、この点を気に留めていただければと思う。
	目的と手段の構造を明らかにして、元から絶たないといけない。例えば、あて先不明メールは生きているアドレスを取るためであり、最初は自社の宣伝等に用いられていたが、最近は架空請求等にも利用されている。

(3)自動アドレス収集による 送信行為への対応につい て	自動アドレス収集行為そのものは禁止しても実効性は薄いと思われる。
	ウイルスやスパイウェアで収集したアドレスや、闇で売買されるリストを購入しての送信などは、個人情報保護法にいう目的 外利用にも該当する場合もあり、禁止対象とすべきではないか。
(4)悪質な違反行為への取り締まりの強化について	直罰にしていただきたい。
	悪質な行為に対する直罰化は大切だが、送信者を特定することが難しいと聞いているので、直罰化する場合には、効力を発揮するための手立てというのも考えてお〈必要がある。
	特に悪質な行為を直罰化するのは抽象論としては問題ない。
	被害の深刻性については3点ある。 携帯電話における迷惑メールが発生してからもうすぐ4年という長期になること、 送信者が法律を守っていないこと、 海外と比べると間接罰になっているのは日本だけということ。
	架空アドレスあての送信により被害が生じるのは事業者だが、その場合は業務妨害罪が考えられるので、そこまで至らない 段階で処罰するための理由が必要。
	業務妨害罪の可能性は、架空メール送信者に業務を妨害する故意があったかという点で難しい。通信という公益的な設備に 与える影響を考慮して、こういった法の欠けている部分を埋めていただきたい。
	ISPによっては、迷惑メールのために数億円以上の設備投資がかかっており、最終的にユーザ料金に反映されてしまう。また、架空メールや大量送信があることによって、エンドユーザでのメール受信が1週間遅れることもある。
	送信者情報の改竄については、郵便では問題ないが、電子メールの場合には犯罪だというための説明が必要。
	固定網の場合、海外から送信される例が半分以上であり、送信者に罰則をかけることはできないので、受信側で役務提供を拒否するなど何らかの処置を行うことが重要。
	本当に外国から送っているのであれば、確かに処罰は難しい。
	日本の場合、他の法律との重複の有無やバランスを非常に気にするという点に注意しなければならない。
(5)オプトイン方式について	オプトインかオプトアウトかというのは非常に大きな問題。
	諸外国の迷惑メール対策によって、迷惑メールは減少しているのか。
	外国ではオプトインを採用しているので、その効果が上がっているかは注目する必要がある。
	諸外国の動向のほか、オプトイン方式を導入した場合における事業者等への影響についても検討が必要。
	オプトアウト制度を維持する場合、取り締まりを着実に行うための方策を検討することが必要。

## 電気通信事業者の自主規制

## (6)電気通信事業者による 役務提供の拒否について

ユーザからの承諾(申し込み)によってフィルタリングサービスを事業者が提供すれば、法律上の問題は生じないのではないか。

送信者情報や経路情報を詐称したメールのフィルタリングについては、事業者側では是非やりたいと思っている。

3条、4条、5条の表示義務等に違反した場合や、他人の電気通信設備に障害を生じさせるような場合、同じ送信者が時間を 空けて送信したメールについても対象に含めるべき。

(空メールの送信については、)10条の運用でどこまで対応できるかというのもあるので、これをどのようするかというのも関係して〈ると思う。

送信及び受信の段階でどのようなメールをフィルタリングするのかをきちんと説明した上であれば、役務提供を拒否しても良いのではないか。

迷惑メールを約款で定義し、利用停止等を行うのは賛成。

契約約款のモデル条項で、迷惑メール等の禁止事項を明記しているが、これはあくまで会員に対しての条項なので、発信者との関係でも効果があるように、業界全体として徹底される仕組みが必要かと思う。

迷惑メールの定義ができて約款に記載できたとしても、メールの中身を見ることができないので、それを判断するのが難しい。外形的に判断できるものには限度があると思う。

迷惑メールに対してはエラーメールを返さないで良いというようにならないか。

実は、迷惑メールを送る側が必ずしもエラーメールを欲しいかというとそうでもない。